



あいづ

〔発行〕自治労

福島県本部会津総支部

〔所在地〕会津若松市西栄町

7-9 会津労働福祉会館2階

〔連絡先〕

jitirou.aizu@gmail.com

(携帯) 090-3361-8400

【図表1】「昇給・昇格・昇任」説明図

1級		2級		3級	
号給	月額(円)	号給	月額(円)	号給	月額(円)
9	174,400	9	224,400	11	259,300
10	175,700	10	225,900	12	260,500
11	177,000	11	227,100	13	261,700
12	178,400	12	228,600	14	263,100
13	179,700	13	229,900	15	264,300
14	181,100	14	231,400	16	265,700
15	182,400	15	232,700	17	266,900
16	183,900	16	234,300	18	268,600
(中略)		(中略)		(中略)	
40	220,100	24	246,400	42	306,600
41	221,600	25	247,800	43	308,300
42	222,600	26	249,300	44	309,900
43	223,600	27	250,700	45	311,500
44	224,500	28	251,800	46	313,200

図表中のA・Bのよう
に同一級
の中で号給
が上がって
いくことを
【昇給】と
いいます。
次に【昇
格】です。
自治体Aで
は、採用
10年目の

▼シリーズの第4回目は「昇給・昇格・昇任って何？」という素朴な疑問を解消するための話です。おそらく、この3つを即答できる方は、そう多くはないものと思います。もちろん組合役員の皆さんは説明できると思いますが…。

▼図表1をご覧ください。管内単組(自治体A)の高卒モデル賃金(人事委員会勧告による改定後)を基に作成した説明資料です。

▼自治体Aの高卒初任給は、1級9号給です。この単組は「1月」に基本給が上がるので、採用翌年の1月に1級12号給となります(図表中のA)。基本的に1年で4号上がるのですが、3号しか上がっていない。これは9カ月しか経過していないためで、12月分の9カ月で、4号の4分の3になるので、3号となる訳です。次の年の1月には、4号上がって1級16号給となります(図表中のB)。

4月に1級44号給から2級12号給となります(図表中のC)。また、採用14年目の4月に2級28号給から3級12号給となります(図表中のD)。このように上の級に移ることを【昇格】といいます。

▼同時に、採用14年目の4月に役職が「副主査」となります。役職が上がることを【昇任】といいます。なお、この単組では、当局との交渉により、副主査昇任時に「特別に2号給上げる」ことを勝ち取っているの

で、採用15年目の1月に6号給昇給し、3級18号給となります(図表中のE)。

▼「昇給・昇格・昇任」の説明は以上となります。次に【昇格】と【昇任】について、関係する内容が例規集のどこに出てくるのか見ていきます。分かりやすい例示となるように別の自治体(自治体B)の例規集で説明します。これまでの説明と違う点が出た場合、ご容赦ください。

紙面学習

シリーズ④『昇給・昇格・昇任』

組合員の皆さんと一緒に学んでいく『紙面学習』の4回目です。ぜひ、これを基に職場の仲間の皆さんと話し合ってみてください。

当面の日程

- 1月17日(水)
○湯川村職討論集会
- 1月24日(水)
○会津若松市職討論集会
- 1月26日(金)
○会津地区県職労旗開き
- 1月27日(土)
○自治労共済移行制度学習会
(会津会場、北会津公民館)
- 2月3日(土)
○会津総支部討論集会
(御宿東鳳)

「公共サービスにもっと投資を！」キャンペーンを成功させよう！

【図表2】等級別職務分類表（簡略記載）

職務の級	職 務
1級	主事、保健師、保育士、保育教諭、栄養士及び専門員
2級	高度の知識又は経験を必要とする主事、保健師、保育士、保育教諭、栄養士及び専門員
3級	係長、主査、副園長、主任保健師、主任保育士、主任保育教諭、主任栄養士、指導主事、社会教育主事及び主任専門員
4級	副課長、副主幹、主任主査、園長、統括保健師、保育所長、施設長、所長、農業委員会事務局次長、主任指導主事及び主任社会教育主事
5級	課長、会計管理者、室長、局長、館長、場長及び主幹
6級	参事、総務課長及び企画財務課長又は長の事務部局の特に困難な業務を行なう課長

【図表3】級別資格基準表（簡略記載）

試験	学歴免許	1級	2級	3級
正規試験	大学卒		3	4
大卒程度		0	3	7
同	短大卒		5.5	4
短大程度		0	6	10
同	高校卒		8	4
高卒程度		0	8	12

【図表4】昇格時号給対応表（簡略記載）

昇給した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給		
	2級	3級	4級
(略)	(略)	(略)	(略)
27	1	11	11
28	1	12	12
29	1	13	13
(略)	(略)	(略)	(略)
43	11	27	27
44	12	28	28
45	13	29	29

▼まず、（自治体Bの場合）例規集の中の『初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則』に記載があります。

▼図表2が「等級別職務分類表」です。自治体Bの場合、課長（管理職）は、5級ですから、組合員は4級までしか到達しないことになります。以前は、区分があいまいな部分があり、自治体Bにおいても、組合員が5級に到達できていたと思います（組合としての目標は6級到達でした）。いわゆる「ワタリ」というもので、職名が変わらなくとも、昇格できていた訳です。それが、「1職1級」との総務省の指導が入り、現在の形

となっています。

▼図表3が「級別資格基準表」です。見方ですが、例えば大学卒の場合、「2級には、1級に3年いないと昇格できない」「3級には、2級に4年いないと昇格できない（トータル7年の経験年数がないと3級にはなれない）」というようになります。413号の機関紙に記載しましたが、この点が中途採用者にとって不利となる場合があるの

で、点検が必要です。

（機関紙413号）



▼図表4が「昇格時号給対応表」です。表面の「図表1」と一緒にご覧ください。「1級44号給」から昇格する時は「2級12号給」となり、「2級28号給」から昇格する時は「3級12号給」と決められています。ご自分の昇格の際に、この対応表よりも（2号給とか4号給）上の号給になっていたとしたら、それは労使間で取り決めた、昇格時に「特別に昇給させる制度」があるからです。

▼いかがでしたでしょうか？例規集の中の『初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則』、お時間のある時に、ぜひ一度、内容を確認してみてください。

共済動画

備えて守って補償する
じちろうマイカー共済
（約15分）



総支部HP QRコード



ましょう。

（坂内）

編集後記



▼年が明け、もう半月が経過しました。今年は、出だしから大きな地震災害や事故が立て続けにありました。地震について言えば、日本列島は、①北米、②ユーラシア、③太平洋、④フィリピン海の4つのプレートの上に乗っかっています。プレートがプレートの下に沈み込み、そのひずみに耐え切れなくなると、大地震が起きる訳です。日本列島に地震が多いのは仕方のないことであり、重要なことは常にこれに備えておくことです。ご家族で話し合い、防災用品や、避難所の確認等々をしておきましょう。